



# オンラインの手続きで 八王子市から転出される方へ

本市発展のためにご協力いただき、誠にありがとうございました。



## 転入先に住み始めてから**14日以内**に転入届を出してください。

14日以内に転入届を出さない場合、5万円以下の過料に処せられる（住民基本台帳法第52条第2項）ことがあります。マイナンバーカードや介護保険の要介護認定が失効するなど、ご利用中のサービスによっては各方面に甚大な影響を及ぼす場合がありますのでご注意ください。

転入届に必ず  
必要なもの

### マイナンバーカード

マイナンバーカードを持参しないと転入届を出せませんのでご注意ください。

日取りのご注意

転入届を出さずに、引っ越しから**14日間**を過ぎるとマイナンバーカードが**失効**します。

**土日や祝日**は、転入先の窓口が営業していても、マイナンバーカードを使った転入届が**出せない**場合があります。事前に転入先の市区町村にお問い合わせください。

署名用電子証明を  
ご利用の方へ

マイナンバーカードに搭載されている署名用電子証明書は、転出届を出したあと転出予定日を過ぎると**失効**します。転入先市区町村で発行の手続きをしてください。e-Taxをご利用の方は特にご注意ください。

### 《ご案内》

転出届の内容が  
変更になったとき

転入先の**住所**や引っ越し**年月日**が変更になった場合は、手続きは**不要**です。転入先の市区町村で転入届を出す際、変更内容を申し出てください。

転出届を  
取り消したいとき

転出取消の届出が必要ですので、平日**16時30分**までに窓口にお越しください。

マイナンバーカード  
を紛失したとき

転出証明書の発行を、窓口（平日**16時30分**まで）または郵送で申請してください。

コンビニ交付

**転出届を出した方は**コンビニ交付サービスを利用**できません**。なお、同一世帯に転出届を出した方がいる場合、転出確定又は転出予定日を過ぎるまでコンビニ交付サービスでは住民票の写し等を取付できません。

### 窓口一覧

マイナンバーカードを使った転出届に関する手続きの際は、**平日8時30分～16時30分**に、最寄りの窓口にお越しください。

本庁市民課	620-7232	Fax 626-2381	元八王子事務所	624-3278	Fax 627-5878
八王子駅南口 総合事務所	620-1150	Fax 620-1151	恩方事務所	651-3200	Fax 652-0966
浅川事務所	661-1231	Fax 662-2933	川口事務所	654-4011	Fax 654-7229
横山事務所	661-1281	Fax 662-2962	加住事務所	691-2373	Fax 691-7677
館事務所	665-4511	Fax 662-2977	北野事務所	645-8711	Fax 645-3213
由木事務所	676-8911	Fax 674-8688	由井事務所	635-3208	Fax 635-6909
由木東事務所	675-5711	Fax 674-8115	石川事務所	645-8721	Fax 642-2668
南大沢事務所	679-2207	Fax 679-2216	市外局番は(042)です。		

八王子市からのお知らせ		転入先での手続		
マイナンバーカード	本市で申請をして受け取っていないカードは、転出届を出した後は受け取れません。	市民課・各事務所 (Tel・Faxは表紙に記載)	転入届の際に必ずカードを持参してください。新たにカードをつくりたい場合は、転入先の市区町村にご相談ください。	
住民基本台帳カード	転出時の手続はありません。		住所の更新を申請してください。	
通知カード	転出時の手続はありません。		転入時の手続はありません。	
印鑑登録証	転出予定日以降は使用できません。ご自身で細断し、すみやかに破棄してください。		必要に応じて新たに登録してください。	
国民年金 (第一号被保険者)	転出時の手続はありません。	国民年金担当 Tel620-7238 Fax626-8421	転入時の手続はありません。 (退職に伴い、国民年金へ新たに加入が必要などの場合は、転入先の市区町村にご相談ください。)	
国民年金 (受給者)			転入先を管轄する年金事務所にお問い合わせください。	
★国民健康保険被保険者証	転出予定日以降は使用しないでください。	資格課税担当 Tel620-7236 Fax626-8421	新たに交付を受けてください。	
★後期高齢者医療被保険者証	転出予定日以降は使用しないでください。 (転入先で負担区分等証明書や、障害認定の認定証明の書面での提出を求められた場合は、担当までご連絡ください。)	後期高齢者医療担当 Tel620-7364 Fax626-8421	新たに交付を受けてください。	
★介護保険被保険者証	転出予定日以降は使用しないでください。	介護保険課 Tel620-7414 Fax620-7418	<b>要介護認定</b> を受けていた方は、 <b>必ず転入届の際に要介護認定の申請</b> をしてください。(転入届とは別途、転入先に住み始めた日から14日以内に申請をしない場合、認定が <b>失効</b> します。)	
★マル障受給者証	転出予定日以降は使用しないでください。(都内に転出する方は、交付状況連絡票の交付申請をしてください。担当窓口にお越しになるか、担当にお電話の上、郵送申請の指示を受けてください。)	福祉担当 Tel620-7245 Fax623-2444	都内に転入する方は、マル障受給者証交付状況連絡票を提出して、手続をしてください。	
★自立支援医療受給者証 (精神通院)	転出予定日以降は使用しないでください。(障害支援区分認定証明書を希望する場合は、担当の窓口またはお電話でご相談ください。)	自立支援 (精神通院)担当 Tel620-7245 Fax623-2444	各種受給者証・手帳をお持ちのうえ、住所変更及び新規認定申請の手続をしてください。(障害支援区分認定証明書をお持ちの方はあわせて提出してください。)	
★精神障害者保健福祉手帳				
★自立支援医療受給者証 (更生医療)		援護担当 Tel620-7367 Tel620-7366 Fax623-2444		受けるサービスにより、市・都民税課税(非課税)証明書(※1)が必要な場合がありますので、転入先にお問い合わせください。
★障害者自立支援障害福祉サービス受給者証				
★障害者地域生活支援事業等受給者証	転出時の手続はありません。	手帳担当 Tel620-7245 Fax623-2444		
身体障害者手帳 愛の手帳				

【★印がついている保険証や受給証について】

転入先での手続後、それぞれの担当部署へ返却してください。返却期限はありませんので、今後八王子市役所内にお越しになる機会に、各担当課の窓口にお越しになるか、各担当課宛に郵送返却してください。当面の返却が困難な場合は、保険証や受給証を細断して使用できない状態にしてください。なお、紛失した場合は連絡の必要はありません。

八王子市からのお知らせ		転入先での手続
公立の小・中学校の児童生徒	学校で転学・退学届を記入して提出し、在学証明書と教科用図書給与証明書をもらってください。	各小中学校
	市外へ転校する方で、中学校給食をご利用の方は、給食費残金の返金手続を行ってください。（口座振替依頼書）	各中学校
	転出後も引き続き八王子市立学校に通学を希望する方は、担当課の窓口または郵送で区域外就学願を申請してください。	学務課 TEL620-7339 Fax627-8813
保育施設の入・退園	市の様式で退園届（八王子市内の保育施設に申込み、待機中の場合は保育施設利用申込取下書兼辞退届）の提出が必要です。	保育幼稚園課（入所担当） TEL620-7369 Fax621-2711
	下記のいずれかの方法で提出してください。 ●担当課の窓口（※2）で提出する ●担当課に届出書をファックスの上、ファックスを送信した旨を担当課に電話で伝える	
児童手当 児童育成手当 児童扶養手当	担当課の窓口（※2）で資格喪失届を提出してください。窓口に来られない場合は、担当課に電話でご相談ください。	【児童手当】 転入先で児童手当を申請する場合、転出予定日翌日から15日以内に手続をしてください。 【児童育成手当・児童扶養手当】 手当証書をお持ちのうえ、手続をしてください。
マル親医療証 マル乳医療証 マル子医療証	転出日以降は使用できません。後日お送りする返信用封筒で返却してください。	転入先にお問い合わせください。

（※1）市・都民税課税（非課税）証明書の取得方法については、4ページをご覧ください。

（※2）担当課の窓口以外にも、八王子駅南口総合・浅川・由木・元八王子・北野・南大沢の各事務所でも提出できます。

# 市税のお知らせ

※ご不明な点は担当までお問い合わせください。また市のホームページでもお知らせしています。

対象	お知らせ等	説明
転出した年の1月1日に八王子市にお住まいの方	市・都民税(住民税)は八王子市が課税します(転出先の市区町村では課税されません)	市・都民税(住民税)は、1月1日現在居住している市区町村で課税します。そのため、1月2日以降に転出した場合でも、八王子市に申告・納付してください。 *納付について 普通徴収(個人払い)6月・8月・10月・翌年1月の年4回 特別徴収(会社の給与から差引く)6月から翌年5月までの12回 *国外に転出する方は、「納税管理人申告書」を提出してください。
	市・都民税課税(非課税)証明書(所得証明書)は八王子市で発行します(八王子市から転出した方はコンビニ交付サービスを利用できません)	証明書は本人又は委任を受けた代理人が申請できます。申請には、来庁した方の本人確認書類(運転免許証・保険証等)と手数料(1通につき200円)が必要です。代理人は委任状も必要です。 郵送による申請もできます。①申請書(※1)、②手数料(1通につき300円の定額小為替)、③現住所が確認できる本人確認書類の写し、④84円切手(通数により切手代が変わります)を貼り返信先を記入した返信用封筒、を住民税課証明担当へお送りください。 その他、電子申請(本人申請のみ)により、住民登録地に郵送で送付できます。その場合、電子証明書が搭載されたマイナンバーカードや手数料(1通につき200円)と郵送料金の決済のためのクレジットカード等が必要となります。 なお、前年分の所得申告がお済みでない場合は証明書を発行できないため、住民税課普通徴収担当で所得の申告をしてください。 ※1 申請書は、①住所(新・旧)、②氏名、③生年月日、④必要な証明書の年度と通数、⑤日中に連絡がとれる電話番号を記入した任意の用紙で構いません。(八王子市のホームページからもダウンロードできます。)
	【問い合わせ先】	【申告・納税管理人について】住民税課普通徴収担当 ☎042-620-7219 【証明について】住民税課証明担当 ☎042-620-7218 【納付について】収納課 ☎042-620-7224
八王子市内に土地・家屋・償却資産をお持ちの方	固定資産税は八王子市が課税します	固定資産税は1月1日現在の所有者に課税します。そのため、1月2日以降に所有権を移転した場合でも、1月1日現在の所有者の方が八王子市に納付してください。 *国外に転出する方は、「納税管理人申告書」を提出してください。 (納税通知書の受け取りや納税を所有者に代わって行う国内居住の方を納税管理人として定めてください。)
	【問い合わせ先】	【土地について】資産税課土地担当 ☎042-620-7355 【家屋について】資産税課家屋担当 ☎042-620-7356 【償却資産について】資産税課償却資産担当 ☎042-620-7221 【納税管理人について】資産税課庶務担当 ☎042-620-7251 【納付について】収納課 ☎042-620-7224
八王子市のナンバープレート(標識)の付いた原動機付自転車(550cc以下)をお持ちの方	廃車(登録抹消)の手続きをしてください	原動機付自転車にかかる軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税します。そのため、4月2日以降に廃車の手続きをされても、その年度は八王子市に納付してください。 廃車の手続には、ナンバープレート、標識交付証明書、来庁した方の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証・保険証等)が必要です。廃車の手続は郵送でも可能です。 転出先の市区町村においてお乗りになるときは、その市区町村の担当課で、ナンバープレートの交付を受けてください。
	【問い合わせ先】	【廃車について】住民税課軽自動車税担当 ☎042-620-7353 【納付について】収納課 ☎042-620-7224